

農地所有適格法人調査の記入方法

様式例第5号の1

参考

農地所有適格法人報告書

令和〇年 〇月 〇日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

[7] 定款に記載されている法人の正式名称を記入
6条報告書に(株)〇〇〇〇と記入されていても、
株式会社〇〇〇〇と記入

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	(株)〇〇〇〇	〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	〇〇〇〇〇〇〇	
経営面積(ha)	田	15.1
	畑	10.9
	採草放牧地	5.2
法人形態	株式会社	

[17] [18-1] [18-2] 農地台帳
等をもとに農業委員会の管
轄区域内の農地面積を記入

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米、トマト、小麦	〇〇、〇〇	〇〇

[19] 米、トマト、小麦と記入
[20] は農政局等で記入するため、
記入不要

[21] ~ [27]
該当する事業に「〇」を記入

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	13,000,000	3,500,000
2年前(実績)	20,000,000	4,000,000
1年前(実績)	20,000,000	4,500,000
報告日の属する年 (実績又は見込み)	23,000,000	3,500,000

[30] 法人の3ヶ年における
平均売上高を記入※
(農業+農業に該当しない事業)

[31] 法人の3ヶ年における
売上高のうち農業の平
均売上高を記入※

※[30][31]については、法人の6条報告日を含む事業年度前の直近する3か年(異常気象等により、農業の売上高が著しく低下した年が含まれている場合には、当該年を除いた直近する3か年)における農業の平均売上高及び当該3か年の平均売上高を記入

(農地法関係事務に係る処理基準について別紙1第1(4)②を参照)

※設立して間もない法人で3年間分の実績がない等の場合は、この限りではない

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
A	200	賃借権	3,000	150	150	
B	30			150	150	
C	30			120	120	
D	10			150	150	
〇〇農業協同組合	100					

議決権の数の合計

370
74.0%

農業関係者の議決権の割合

[34]～[40]、[42][45]
 該当する構成員に○を記入
 (※[42]に該当する場合は、農業経営改善計画を、
 [45]に該当する場合は、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を確認)

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 1500日

[33] 議決権割合を記入
 (※計算間違いがないか確認)

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
株式会社〇〇〇〇	100
〇〇〇〇	30

[48]～[64]
 該当する構成員に○、法人・個人の議決権割合、法人の名称、法人の業種を記入

議決権の数の合計

130
26.0%

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(農地所有適格法人調査の役員等のカウント方法)

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
A	200			150	150	
B	30			150	150	
C	30	賃借権	3,000	120	120	
D	10			150	150	
〇〇農業協同組合	100					

農業に常時従事（※原則150日以上）する構成員である役員の数
[66] 2名

(中略)

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

※役員…農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持ち分会社にあつては業務を執行する社員をいう

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
			A	〇〇県〇〇市〇〇〇	代表取締役	150
B	〇〇県〇〇市〇〇〇	取締役	150	150	60	60
C	〇〇県〇〇市〇〇〇	取締役	120	120	60	60

役員の数
[65]
3名

農作業に従事（原則60日以上）する役員（※農業に原則150日以上従事）の数
[68] 1名

※本資料では、農地法施行規則第9条第1項第2号、第3号に該当していない場合を想定している。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
			E	〇〇県〇〇市〇〇〇	農園長	150

農作業に従事（原則60日以上）する重要な使用人（※農業に原則150日以上従事）の数
[69] 1名